平成２５年（フ）第２１５号
静岡県熱海市泉101番地　湯河原コーポ５Ｅ、前住所静岡県熱海市桜町16番15号　長谷川ビル２Ｆ
破産者　齋藤　清昭
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２５号
埼玉県北本市宮内１丁目250番地、前住所静岡県駿東郡清水町徳倉1683番地の１
破産者　間宮　薫代
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
静岡県駿東郡長泉町下土狩1150番地の23
破産者　原賀　俊光
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第５１号
静岡県浜松市中区葵東１丁目４番16号
破産者　荒川　能宏
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第６５号
静岡県浜松市南区飯田町409番地の10、住民票上の住所静岡県浜松市南区参野町79番地の１
破産者　榎本　知樹
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４４２号
京都市伏見区下鳥羽北ノ口町27番地　下鳥羽市営住宅１棟320号
破産者　浅井　允統
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５１７号
京都市上京区竹屋町通千本東入主税町1182番地　ハイツユルギ１Ｆ１－Ａ号、開始決定時の住所京都市中京区西ノ京南円町19番地
破産者　吉川　隆之
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１０５号
京都府京田辺市大住仲ノ谷２番地110
破産者　緒方由紀子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第７０号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地18―302
破産者　嶋﨑　千秋
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第１９３号
京都府向日市寺戸町永田11番地の40
破産者　牧野　敬主
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３６０号
奈良県宇陀市室生三本松2844番地
破産者　田中　伸和（旧姓田村）
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第７９号
奈良県天理市杉本町273番地
破産者　中路　生三
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３６号
和歌山市江南131番地
破産者　福本　勝守
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
和歌山市下三毛701番地の26
破産者　鈴木　　茂
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０５号
和歌山県橋本市神野々359番地の３、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々360番地
破産者　リカー＆フードほりにしこと　堀西　祐介
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０６号
和歌山県橋本市神野々359番地の３、住民票上の住所和歌山県橋本市神野々360番地
破産者　堀西　孝子
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３１号
和歌山市市小路70番地の14
破産者　かねひろ鮮魚店こと　寺下廣太郎
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４１号
和歌山市伊太祈曽42番地の13
破産者　松田　　充
1　決定年月日　平成26年６月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係